

伊方原発をとめる 大分裁判の会ニュース

第29号
2025/2/12

発行：伊方原発をとめる大分裁判の会
〒870-0034 大分市都町2丁目7-4
徳田法律事務所気付
TEL 090-7153-8775(連絡先 森山賢太郎)
http://anti-ikata.org
E-mail:info@anti-ikata.org



新たなたたかいが始まった 第1回控訴審スタート 24年12月16日福岡高裁 大分地裁判決（24.3.7）の不当性を訴える



福岡高裁前に集合、入廷

2024年12月16日（月）午後1時半、そびえ立つ福岡高裁のある12階建てのビルの正面玄関前で松本原告団共同代表が簡単に挨拶し、いざ入廷。大分地裁と違って建物の入口で手荷物検査を受けるので緊張する。貸切バス、JR、自家用車などで大分県下各地より集合。

午後2時半に101法廷（高瀬順久裁判長）で第1回控訴審が始まった。四電側の傍聴者は少なく、圧倒的に私たちの側が多かった。中山田さつき原告団共同代表が意見陳述のトップを切った。落ち着いた口調で椎茸農家である自らの生活のこと、福島に行って知った惨状など語った。続く松本文六原告団共同代表はパワーポイントを使用することで、医師の立場から福島の放射線による障害の多発の実態などについて視覚に訴えながら語った。

徳田靖之弁護士共同代表は控訴理由について述べた。大分地裁判決の不当性について、実に多くの点について指摘した。私たちは固唾を飲んで陳述内容に集中した。裁判終了後に進行協議が関係者により持たれたのち、報告会・記者会見は午後4時過ぎから福岡県弁護士会館401会議室で開催された。

☆まずは順調な控訴審のスタートを切った

第1回目として順調な出だしであった。3人の陳述は予定時間をかなりオーバーし、四電からの苦言もあったが、裁判官たちは“なるほど”という思いで聞いていたと思われる。

今後の裁判の流れとして徳田弁護士談。「四電は徹底的

に引き延ばそうという考えにある、ということです。今回は4月18日ですが、この時に我々の提出した書面に対する反論は全部できないとのこと。次々回8月18日の日程まで決まりました。控訴審はかなり長丁場を覚悟しなければなりません。」



報告会 福岡県弁護士会館 401



4月18日（金）

14:30～

第2回控訴審口頭弁論

場 所：福岡高等裁判所

福岡市中央区六本松4-2-4

集 合：13:30 福岡県弁護士会館玄関

報告会：16:00 福岡県弁護士会館（予）

*貸し切りバス運行します。（別紙参照）

私たちの人格権を 守ってください



原告共同代表 中山田さつき

1 はじめに

控訴人の中山田さつきと申します。

大分地裁の判決内容は、私たち原告の生命と暮らしを守りたいという人格権にもとづく主張に真摯に向き合わず、福島事故をもまるで忘れたかのような棄却判決でした。

2 福島原発事故

福島第一原発事故は私たちの訴訟の原点です。事故がなければ、この訴訟もありませんでした。

2011年3月11日、裁判官の皆さんは、東日本大震災と福島第一原発事故のニュースに接し、どのように感じられましたか？

私は津波のすごさに言葉を失いました。そして、12日から次々に爆発する原発の映像を「どうなるんだろう」と、ただおろおろと見ていました。もうすぐ事故から14年になりますが、あの時の記憶は今も鮮明です。そこから始まった福島や近県の人々の苦難はあまりに苛酷でした。

当時の原子力委員長・近藤駿介氏はこの事故の「最悪シナリオ」を官邸に提出、莫大な量の放射性物質が撒き散らされ、原発から半径250km圏内、東京からも避難せねばならなくなるという「東日本壊滅」の予測をたてました。運よく奇跡的なことがいくつかあり、最悪の事態は免れました。しかし、広範囲に放射能が撒き散らされ、福島県では強制避難させられた人々は16万5千人、13年経った現在でも故郷に帰れない人が3万人弱もいます。自主避難した人の数は入っていません。避難命令が解除され住民が帰還し始めた地区は、本来なら放射線管理区域に設定しなければならない放射能レベルです。2011年3月11日に出された「原子力緊急事態宣言」は今も出されたままで、帰還困難区域はまだ多く、原発近くの大熊町、双葉町の一部は帰還できる見込みなく、永久に故郷を奪われてしまいました。

一番多く降り注いだセシウム137という放射性物質は、ほぼ毒性が無くなるには300年かかります。

福島第一原発では今も事故が継続中です。壊れた原子

炉や使用済み燃料の冷却ができなくなる事態が起これば、再び放射能汚染が起きうるのです。漁協をはじめ多くの反対の声を無視して汚染水の海洋放出が行われています。先月、融け落ちた燃料デブリの取り出しに初めて成功と発表されましたが、その量は「0.7g」です。デブリは880tもあると予測されています。放射能に阻まれて事故の後始末も出来ないのです。それが事故から14年近く経った現実です。

3 原発が抱えるリスク

私たちは福島事故から、未曾有の放射能公害を起こす危険性を内包しているのが原発だと思い知りました。そのリスクの高さは他のどんな施設よりも格段に高く、広域に及ぶ放射能汚染は世代を超え、遺伝子も傷つけるなど、被害の質においても特別に深刻です。原発施設の安全性は「万が一にも事故を起こさない」という絶対的安全性に近いものでなければなりません。

しかし、大分地裁判決は、原発の安全性について、「危険性の程度と科学技術の利用により得られる利益の大きさと比較衡量の上で、これを一応安全なものであるとして利用しているのであって、このような相対的安全性の考え方は、原子炉施設の安全についても妥当するというべきである。」という認識で判断しています。新幹線や航空機事故、工場の爆発事故などと同じように原発についても考えることが妥当だと言うのです。

原発は最先端の科学技術でつくられたレベルの高い発電施設のようなイメージがふりまかれ、「原発安全神話」の思い込みにつながっています。実際には、電源が断たただけで過酷事故を起こす、また、どこかの配管が破断すればそれだけで冷却水喪失による過酷事故が起きる、本当に脆弱な施設です。

それゆえに稼働に際しては、万全の安全性を確保しなければ危険なのです。

大分地裁の裁判官は、原発という施設の基本的な知識が欠如していると思わざるを得ません。そして福島事故の被害についても認識できているのか、疑問です。

4 原発安全神話再び

大分地裁判決は、「規制委員会の審査に合格しているから安全だ」として、四国電力の主張を鵜呑みにしたものでした。福島事故によって厳しく批判された「原発安全神話」が再びよみがえったかのようです。

福島事故後、規制委員会は「福島事故の教訓に学び、二度とこのような事故を起こさない」を理念に、「国民の安全を最優先し、原子力の安全管理を立て直し、真の安全文化を確立」すべく設置されました。常に最新の知見に学ぶこともうたっています。

しかし、最新の調査手法であるはずの三次元探査を行っていないことをはじめとして、能登半島地震で得られた知見による見直しもされないままです。

初代規制委員長長の田中俊一氏が、「規制基準に合格したからといって、安全とは申し上げられない」と繰り返し述べていたことから、規制委員会の審査合格は安全が立証されたものではないのです。

規制委員会の決定に疑義を持たず、規制委員会審査合格の安全神話にとらわれた、司法の独立性を疑う判決でした。

5 福島を訪ねて

私は福島の事故後、3度、福島に行きました。最初は2012年7月です。原発事故の被害に遭った福島の様子は衝撃でした。

原発から40kmの飯館村は、地震の痕跡はどこにもなく、家々の庭先に草花が咲き、ゆったりとした佇まいの美しい村でした。しかし、人の姿はなく、田畑には雑草が伸び放題でした。穏やかな景色の中、ただモニターの数値が、ここが放射能汚染されていることを示していました。街灯だけが灯り、家々の明かりが全くない夜の飯館村の風景の異様さと寂しさは言いようがありませんでした。

原発から50kmに位置する二本松市の私と同じシイタケ農家は、原木の伐採も禁じられ、農協から、「2011年産の干しシイタケは放射能汚染しており、出荷は出来ないのはもちろん、捨てることも出来ない放射性廃棄物なので、廃棄場所が決まるまで倉庫で保管するように」と指示されているとのことでした。

翌年は、浜通りの町の中心部に行きましたが、ゴーストタウンを除染の車だけが行きかい、除染物を詰めたおびただしい数の黒いフレコンバッグの山があちこちに出来ていました。

私は、福島を訪ねて、原発事故が生活を根こそぎ奪うものだと実感しました。

6 私の暮らしと福島

私は大分県国東半島の山間部の集落で夫と暮らしています。米とシイタケの栽培をし、自家用野菜も作って



ます。農作業の手伝いに子や孫、友人たちが来てくれます。年末には収穫したもち米で餅つき大会です。タケノコや山菜などの自然からのおすそ分けも頂きながら、山里の豊かさの中で暮らしています。住民はかなり高齢になりましたが、力を合わせて道路やため池の堤の草刈りをしています。集落では氏神さまの祭りなどを今も行っていきます。安心できる確かなコミュニティがここにはあります。

福島の強制避難させられた村々にも同様の穏やかな暮らしがあったはずで

す。福島では、悲しい出来事が相次ぎました。絶望して自死した有機農業者、牛のなくなった牛舎の壁に「原発さえなければ」と書き残して自死した酪農家、避難前日に「迷惑をかけるから」と自死した102歳のおじいさん……。病院からの避難の途中で亡くなった入院患者、放射能汚染で救助隊が立ち入り禁止になったためがれきの中で助けを待ちながら息絶えた人々……。

福島で起きた過酷な現実、伊方原発で過酷事故が起これば、そのまま、私の現実になるのです。

私の住む村から伊方原発まで65km、海の向こうにかすかに伊方原発の建屋が見えます。

7 私たちの人格権を守ってください

政府は昨年、それまでの、将来的には原発に依存しないエネルギーを目指すとしていた方針を突然に撤回し、原発回帰に舵を切り、原発推進政策を強めています。それに呼応するかのように、公正・独立のはずの規制委員会も国民の安全最優先の原則を忘れたかのようです。

裁判所は公正・独立の機関であると信じ、この控訴審に臨んでいます。思い込みにとらわれることなく、公正に審議をつくしてください。第二の福島事故を起こさない責任が司法にはあります。

憲法に保障された私たちの生存権、幸福追求権を守ってください。

以上

< 意見陳述 >

放射線による健康障害

311 福島事故に伴った健康障害の種々相



原告共同代表
松本文六 (医師)

② その恐怖心とおののきはどこから？

- 1945年8月の広島・長崎への原子爆弾の投下によって合計21万人有余の死者と15万人有余の被曝負傷者の姿を広島・長崎二つの資料館で直接視察見学の体験からの記憶です。
- 1954年3月1日のビキニ環礁での核爆発実験で、第五福竜丸他の1万有余に及ぶ漁民・船員たちが、14日間以上の遅延性被曝によって残酷な健康被害を被りました。被災者の一人、久保山愛吉さんは6カ月後の9月23日に逝去。
- 1979年3月のアメリカのスリーマイル島原発事故。
- 1986年4月26日のウクライナのチェルノブイリ原発事故。
- 2011年3月11日の福島第一原子力発電所の過酷事故（以後“311事故”と呼ぶ）による放射線による自然の汚染と子どもの甲状腺がんなどの健康障害をもたらしました。

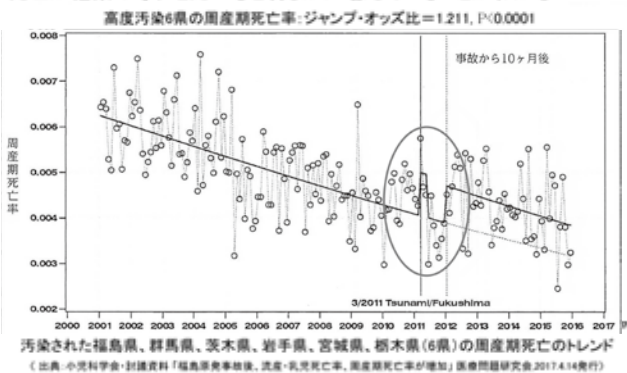
④ 311事故での放射性物質による健康障害 - 1 -

1 こどもの甲状腺がん

- 2021年9月30日現在の福島県県民健康調査のデータ
《こどもの甲状腺がん及び疑い例 274例》
(福島県立医大の集計外の患者を併せると301人に達する)
↓
《悪性または疑い例 227例の手術例の内訳》
甲状腺の全摘出は 8.8%で、片葉切除 91.2%
術後リンパ節転移 77.6%
甲状腺被膜外浸潤 39%
1例は良性腫瘍
- * 2022年8月11日現在では、311事故時18才未満でこどもの甲状腺がん罹患したこどもは合計338人
2024年3月時点では360例超

⑥ 311事故による放射線の健康障害 - 2 -

右の図表と次のスライドを参照すれば、福島原発事故の年の周産期死亡が他県のそれと比べると明らかに増えていることがわかる



① 原告は裁判に何を求めているのか

- 原告のほとんどは、2011年3月11日の福島第一原子力発電所の過酷事故のようなことが伊方原発で起こったらとても怖いと思ったからです。放射能汚染と放射性物質が自然と人間にすさまじい多大な障害と破壊をもたらしていることを知っているからです。
- これを未然に防ぐには伊方をはじめすべての原発稼働の中止と廃炉しかないと考えました。
- その裏には、いくつかの放射能・放射性物質による自然と人間への損傷と破壊の記憶があるからです。

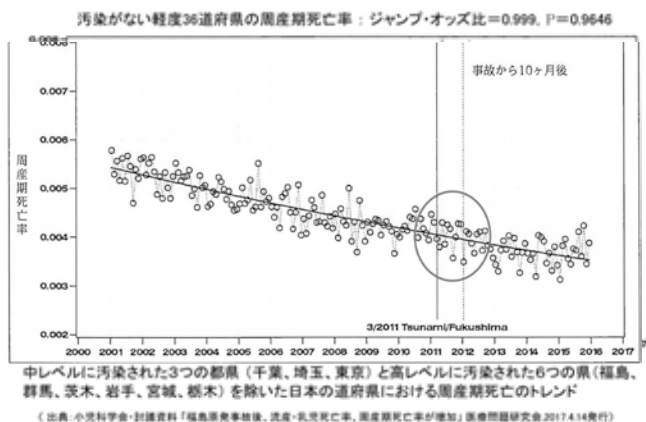
③ 原発を恐れる最大の理由は“核”

- 核兵器 → Nuclear weapons
原子力発電所 → Nuclear power plant
↓
直訳すれば“核力工場(設備)”
- 二つの言葉のキーワードは“核”です。私たち日本人は核兵器と原子力発電は全く別物と思い込まされてきました。原発は電力と考え込まされてきました。いずれも核分裂を前提としています。
↓
政治は { 軍事利用には → 核兵器
平和利用には → 原子力発電所

⑤ 311事故でのこどもの甲状腺がんを否定する日本

- 元首相経験者5人が、2022年1月17日に EU に 原発稼働推進を止めるようにという書簡を出した。その中で、福島で多くのこどもたちが甲状腺がんを苦しんでいることを記していたことに関し、山口壮環境相は、それは、「放射線によるものではない」と反論。
↓
- これに対して、5人の元首相経験者は、公開質問状を山口環境相に提出。
① 266人中222人が手術でがんと確認されていることを否定する根拠は？
② 放射線でないとするれば、福島の小児甲状腺がんの原因は？
*この2つの質問の回答はいまだになされていない。

⑦ 311事故による放射線の健康障害 - 3 -



⑧ 311事故による放射線の健康障害 - 4 -

- 2 原発事故後、乳児の心臓外科手術件数の全国的な増加
 - ・1986年のチェルノブイリ事故後、近隣諸国の先天性心疾患の発生率が増加。
 - ・日本胸部外科学会は福島原発事故後から先天性心疾患に関するデータを集積(2007~2014年)。高度な手術治療を必要とする複雑心奇形29種の年平均手術件数は、原発事故後14.2%有意に増加。
- 3 原発事故後、停留率丸の手術件数が全国的に増加
 - ・2010~2015年度の停留率丸の手術退院件数は、震災後には13.5%有意に増加。3歳未満の推定手術件数を用いた場合には、16.9%と明らかに有意の増加が認められました。
- 4 胃がん
 - ・全国がん登録データからみた福島県の胃がんは、男女とも2012年以降2020年までの間、2012年以前に比し、9年連続で増加している。

⑩ 放射線による健康障害を隠す動き - 1 -

- 1 広島・長崎で亡くなった方々および生き残った被爆者に関するすべての医学的データは敗戦後アメリカに持ち去られました。
- 2 ビキニ環礁事件に巻き込まれた日本人漁師・船員の健康障害の実態について、医学教育の中で語られたことはありません。彼らの健康障害の一部が公開されたのは、何と事件30年後の1984年で、その全容が公開されたのは、さらに30年後の2014年3月のことでした。2020年7月、日弁連は、第5福竜丸事件に関して、元船員らの健康障害に対する救済措置を求める意見書を内閣総理大臣と国会に提出。
- 3 第五福竜丸事件を契機に、

1954年 国連内に、UNSCEAR	} の開設
1957年 放射線医学総合研究所(旧 放医研)	

(2022年4月1日に量子科学技術研究開発機構
量子生命・医学部門放射線医学研究所に改組される)

⑫ 放射線による健康障害を隠す動き - 3 -

- 福島県民が最終的に依拠する福島県立医科大学の副学長であり、放射線の権威である専門医と喧伝されていた山下俊一氏であるので、原発事故に伴った放射線による健康障害に不安を持っていた庶民は、いろいろな地区での彼の講演会における言葉を“素直に”受け止めた可能性は大。
- しかし、これはまさに《曲学阿世の輩》の言葉である。
- 2020年3月4日の福島地裁『311子ども甲状腺がん裁判』の法廷で、原告側弁護士はこの発言を強く批判、撤回を求めた結果、山下氏は、しどろもどろにこの“ニコニコ”発言を撤回し、陳謝した。発言から9年後のことであった。

⑭ 裁判所に望む - 1 -

- 原発一基を1年間稼働させるたびに広島原爆が燃やしたウランの優に1,000発分以上のウランを燃やす。
- 原発は原爆材料であるプルトニウムを生む。生み出されたプルトニウムを取り出す再処理技術は日本は持たないため、原発の使用済核燃料をイギリスとフランスの再処理工場処理してもらって、プルトニウムを取り出していた。これまでその重量は45トンに達し、これで長崎型の原爆は4,000発作れるという。
- 使用済核燃料も処理できず、その最終処分場もつくりだしていない。日本の各原発に保管されている使用済核燃料に一旦火がつき爆発すれば、日本中が核・放射能汚染で崩壊してしまう。

⑨ 311事故による放射線の健康障害 - 5 -

- 1 胆のう・胆管がん
 - ・男女とも胆のう・胆管がんは、標準化罹患比から見ると、全国平均(100)を2011年以降連続して超えています。
- 2 前立腺がん
 - ・標準化罹患比では、2008年~2011年以前は、60台であったが、2012年以降は、2013年(98.3)を除いて2018年まで全国平均100の大台を毎年越えています。
- 3 伊方原発周辺地域の異常な白血病死者数
 - ・伊方原発が全基稼働中の2010年に、大分県姫島村の白血病死者数は、人口10万人当たりの白血病死者数が50人を上回る全国平均の7.24倍。原発のある伊方町で5.83倍、対岸の山口県柳井市で2.24倍、広島県大崎上島で7.50倍、遠く離れた香川県香西町で4.77倍
 - * 毎日毎日、1億4,520万ベクレルという多量のトリチウムが、瀬戸内海に流し込まれている。生物環境に大きな影響を与えている可能性が充分考えられる。

⑪ 放射線による健康障害を隠す動き - 2 -

- 4 当時の福島県立医科大学の副学長山下俊一氏の“ニコニコ”発言 2011年3月21日の福島市内の講演会で、山下氏は以下の発言をした。曰く、

「放射線の影響は、実はニコニコ笑っている人には来ません。クヨクヨしている人に来ます。これは明確な動物実験で分かっています。」と。
- 5 福島県県民健康調査検討会及び一部の甲状腺専門医らは、
 - 2011~2013年の先行検査以降、すべての健康調査で発見された小児の甲状腺がんは、“スクリーニング効果”であり、“過剰診断”によるものだと声高に主張しつづけた。
 - しかし、手術例を重ねるにしたがって、“スクリーニング効果”と“過剰診断”という言葉(言説)は否定され続け、2022年5月24日日本内分泌・甲状腺外科学会で完全に否定されました。

⑬ 放射線による健康障害を隠す動き - 4 -

- 6 UNSCEAR 2020年レポート
 - UNSCEAR(原子放射線の影響に関する国連科学委員会)は、2021年3月9日、『福島第一原子力発電所事故に関する報告書』を公表した。以下の4点が強調されていた。
 - (1) 放射線被ばくが直接の原因となるような将来的な健康影響は見られそうにない。
 - (2) いずれの年齢層においても甲状腺がんの発生は見られそうにない。
 - (3) 放射線被ばくが関係している先天性異常、死産、早産が過剰に発生したという確かなエビデンスはない。
 - (4) 作業員に関して、白血病と全固形がん(甲状腺がんを含む)の発生の増加が見られることはありそうにない。
 - このUNSCEARのレポートの基になったのは、福島原発事故に関わったスクリーニング効果派(旧 放医研)の放射線科専門医明石真言グループからの国連科学委員会への報告であった。

⑮ 裁判所に望む - 2 -

- このような理由で、私どもは手始めに伊方原発の稼働を止め、廃炉にすることを望みます。
- ウクライナのザポリージャ原発にロシアが核を打ち込むというマスメディアの報道に世界は一瞬にして縮み上がってしまいました。これが核に対する恐怖です。このような恐怖をもたらせられないために今裁判で伊方原発稼働の凍結と廃炉を命じて下さい。
- 現在のような第三次世界大戦に突入しそうな世界情勢の中では、原発稼働の中止と廃炉判断が絶対に必要です。

以上

< 控訴理由書 >

大分地裁判決の不当性について



弁護団共同代表 徳田靖之

本件控訴審の開始に当たり、控訴人ら訴訟代理人を代表して控訴理由の要点について、以下の通り意見を述べます。

1 はじめに

控訴理由の詳細については、控訴理由書1ないし4に記載した通りですが、以下においては、争点ごとに要点を説明したうえで、最後に総括的に原判決の特徴と誤りについて指摘することとします。

2 争点1に関する原判決の判断の誤りについて

(1) 争点1は、本件における司法審査の在り方の如何であり、私たちが原審において、特に重視した争点でもあります。

私たちがこの争点を重視した理由は、原発の安全性に関する従来の司法判断が分かれたのは、この点に関する裁判所の認識の相違に由来していると理解したからです。

(2) 中でも私たちが最も重視した論点は、原発の安全性を判断するに際して、どの程度の自然災害を想定すべきかということでした。私たちは「現在において最新の科学的知見に基づいて予測される最大規模の自然災害を想定」し、これに対処しうることが求められると主張し、被控訴人は「福島事故を踏まえ、科学的、専門技術的見地から合理的に想定しうる限りにおいて」対処すれば足りると主張したうえで、この問題を抽象的表現で議論する実益に乏しいと反論しました。

私たちが、このような被控訴人の主張は許されないと主張したのは、以下の理由によります。

第1は、被控訴人の主張が過去の苦々しい教訓を踏まえたものであるということを全く無視したものだということです。

被控訴人は「福島事故を踏まえ」と言いながら、福島事故においては、国の地震調査研究推進本部の想定していたM_t（津波マグニチュード）の20倍以上であったこと、主要建屋付近の浸水深（浸水域の地面から水面までの高さ）が東京電力の試算の2倍以上であったという恐るべき事実を全く無視しています。これほどの事態が

生じているのに、「合理的想定しうる」範囲で足りると主張するのは、余りにも非科学的だということです。

また、200人を超える死者を出した平成5年7月の北海道南西沖地震がきっかけとなって作成された、いわゆる「四省庁報告書」が、今後の津波対策として「過去に発生した地震・津波の規模及び被害状況を踏まえ、想定しうる最大規模の地震を検討し、それによる津波について」解析したとの見解を明らかにしたのに対して、電力会社は2億円もの研究費を提供して日本土木学会に「津波評価技術の体系化に関する研究」を委託し、「予測しうる最大級の津波ではなく、記録に残っている過去の津波の高さにだけ備える」ことで足りるとの見解を出させたという事実（甲228・37～40頁）に照らすと、この点こそが、私たちと被控訴人との間で最も見解の相違している争点というべきなのです。ところが、原判決は、この点については、争点として摘示することすら回避しており、何一つとして判断していません。

第2は、原判決がこの点についての判断を回避しながら、当事者間で主張が対立している、東南海トラフ巨大地震に関して想定すべきマグニチュードについても、東南海トラフ巨大地震と中央構造線活断層が連動する可能性についての評価においても、更には降下する火山灰の量を想定するにあたっての過去のどの火山事象を対象とすべきかという点の判断においても、私たちの主張を排斥し、被控訴人の主張をさしたる根拠を示すことなく採用しているということです。まさしく、この点に関する原判決の判断は、重要な争点に関する判断の逸脱であり、理由不備という外はありません。

(3) また、私たちは、原発の安全性判断や想定すべき自然災害の規模の如何を判断するにあたって、専門家の間で意見が対立している場合の、裁判所としての採否の在り方についても、原審において重要な争点として主張してきました。対立している場合において、いずれの見解にも相当な根拠が認められる場合には、より安全性を重視する見解（原発の安全性に関してはより保守的な見解）を採用すべきだという主張です。

こうした主張の正当性は以下の2点にあります。

第1は、地震学にしる火山学にしる、自然災害の発生を

予測するうえでの科学としての本質的な限界を有しており、定説だとか通説は存在せず、多数説であることにも科学的な優位性はないとされているからです。このことは、関東大震災の悲痛な経験として歴史的に明らかにされていますし、東日本大震災の規模を誰一人予測できなかったという事実によっても裏付けられています。

第2は、本件訴訟で問われているのは、原発の安全性であり、万一その安全性が破綻するに至れば、回復困難な甚大な被害が発生するということを考慮すれば、より安全性を重視する立場を尊重すべきであり、このような判断基準であれば、高度に専門的知見を必要とする地震学や火山学に関して門外漢であると言わざるを得ない裁判官においても明確に判断しうるはずだということです。ところが、原判決は、この点においても、争点として摘示することをせず、何らの判断も示していません。そのうえで、争点4や争点5に関しては、被控訴人が引用する多数の専門家の見解を、多数であることのみを根拠として採用しているものであり、この点においても、私たちの主張を無視したうえで、具体的な理由を示すことなく、被控訴人の主張を鵜呑みにしています。

(4) 更に、原発の安全性に関する主張立証の所在に関して原判決は、被控訴人において、新規制基準や審査会の審査に不合理な点がないことを主張立証すれば足り、控訴人らにおいて、本件原発が安全性を欠いていることについて具体的に立証する必要があるとしています。

しかしながら、このような判断は、およそ非論理的であり、事実上控訴人らに全面的な主張立証責任を負わせるものであって、裁判の名に値しない公平性を欠いたものと言わざるを得ません。

第1に、適合認定を受けたと主張する者に対して、その適合認定に不合理な点がないということの主張立証を課すというのは、論理的には、ただそのように主張すれば足りるということの意味するにすぎないということです。

第2に、個々の論点ごとに、いつ、どのような資料に基づいて適合と認定されたのかということについての事実認定を省略し、結果として適合と認定されたという事実のみが過大評価されることになるということです。本件では、佐田岬半島北岸の海底調査が実施されていると言えるのかどうか、地質境界としての中央構造線が活断層であるのかどうかということが重要な争点になっていますが、これらの論点に関して、規制委員会において、いつ、どのような審査が行われ、どのような判断がなされたのかについては明らかにされていません。原判決の

主張立証責任に関する判断は、このような具体的な判断の必要性を否定するものであり、適合認定されたという結果を無前提に肯定し、その吟味の必要性を否定するものです。

3 争点3に関する原判決の判断の誤りについて

(1) 争点3に関して原判決の判断には多数の問題があることは、控訴理由書1、2において詳述してありますので、今日は、基準地震動超過事例に関する判断の問題と三次元地下構造探査の必要性に関する新規制基準の解釈の問題に絞って意見を申し述べたいと思います。

(2) 各地の原発において基準地震動を大幅に超過する地震動を観測したという事実は、基準地震動策定方法の科学性に深刻な疑問を提起しました。もともと基準地震動の策定については、不確かさの考慮とかバラツキ条項などと言うおよそ科学的とは言い難い算定要素が組み込まれているのであり、規制基準の作成に関与した専門家の多くが、「社会的判断（「割り切り」を示すこと）」「無理をしても値を出すということを前提にエイヤツで決めたもの」等と、極めて主観的なものと指摘していたものです。そのことを端的に示したのが、これまでに4か所の原発において5回もの基準地震動を超過する地震動が観測されたという事実です。特に、女川原発では、旧耐震指針だけでなく、超過事例を踏まえた改訂耐震指針（Ss）をも超過するという2度の超過地震動を観測するという信じがたい事態が生じていますし、柏崎刈羽原発では、基準地震動を4倍も超過するというとんでもない事態が生じています。これらの事実は、その都度の最新の科学的・専門技術的見地から算定されたはずの基準地震動なるものの科学的な未熟性（限界）を露骨なまでに明らかにしたものであり、原判決が新規制基準における基準地震動の策定方法を科学的に合理的であると判断するのであれば、何をおいても、この5つの超過事例ごとに、個別にその原因を究明しなければならないはずの最重要事項であるはずで、ところが、原判決は、このような判断を全くしていません。ただ、被控訴人の弁明をそのまま受け入れて、現在の規準地震動はこれらの事例を踏まえて改訂されたものであるから信用すると判断しているのみです。個々の事例ごとにどのような計算の誤りがあったのか、その誤りが新耐震指針ではどのように克服されたのかについての説明は全くなされていないのです。

私たちは、この基準地震動の科学性に関する判断の誤

りが、本件原発に関する基準地震動の評価の誤りに直結していると感じています。本件原発の当初の基準地震動は570ガルにとどまり、その後650ガルに改訂されているのですが、その理由として挙げられているのは、「活断層の解釈の明確化、地震の増幅・伝播特性の考慮の詳細化」です。しかしながら、被控訴人は本件原発の設置許可の申請にあたって、中央構造線断層帯は活断層ではないとし、これを前提に、基準地震動は570ガルであるとして諸設備の安全性に関する制度設計をしていました。原判決の指摘するとおり、活断層の解釈の明確化等の要因で、本件原発の基準地震動が見直されたのだとしたら、この中央構造線断層帯を活断層であると評価し直したことで、具体的にどの点がどのように変化したのかを明らかにしなければならないはずですが、原判決には、このような視点での考察が全くなく、ただ被控訴人の弁明をそのまま採用したものにすぎず、判決の名に値しないというほかはありません。

(3) 三次元地下構造探査に関する新規制基準の解釈の問題は本件訴訟における最大の争点です。私たちは、原発の敷地及びその周辺の地下構造を三次元的に把握するには、三次元地下構造探査しかないと主張しています。ところが、原判決は、被控訴人の主張を採用して、二次元探査でも三次元的な地下構造の把握は可能であると新規制基準を解釈しています。この問題は、新規制基準においてこのような三次元的地下構造の把握の必要性が認識されるに至った経過を証拠に基づいて認定したうえで、地下構造の把握における三次元地下構造探査の優位性を正確に評価することによって明らかになるはずですが、

原判決の誤りは、新規制基準の策定にあたって三次元地下構造探査の必要性の問題を提起した徳山英一東京大学名誉教授（以下「徳山センター長」といいます。）の見解を、意識的に曲解する点に起因しています。徳山センター長は、浜岡原発5号機において想定外の地震動を生じた原因を、海底・河川の堆積物による粗い層の堆積によって生じる低速度帯によるものであると指摘したうえで、このような異常堆積物の存在を把握するには三次元地下構造探査が必要であると主張しています。つまり、三次元地下構造探査の必要性は、地震波の伝播を加速させる要因となる低速度帯（異常堆積物）を正確に把握する必要性から提起されたということです。原判決は、同じ議事録（甲35）における、この部分の発言を無視したうえで、徳山センター長の発言を三次元地下構造探査が石油業界では一般的であるという部分のみ切り取って引用し、資源探査と地震動評価とは目的が異なるので

精度が異なっても問題ないとする被控訴人の主張を認容するものであり、三次元地下構造探査が必要とされる真の理由を隠蔽するという決定的な過ちを犯しているのです。

徳山センター長の指摘を踏まえると、新規制基準は以下のように解釈すべきということになるはずですが、同基準は、地下構造が成層・均質であれば、三次元地下構造探査を実施しなくてもよいと規定していますが、ここでいう均質が、低速度帯となる異常堆積物が存在しないということの意味するのであれば、三次元地下構造探査による以外には、地盤が均質であるかどうかを判定することはおよそ不可能だということです。均質という言葉が異常堆積物を含まないというのであれば、この規制基準は、徳山センター長の問題提起を全く無視して、このような低速度帯をもたらす異常堆積物の存否を検討する必要がないとするものであり、規制基準として非科学的であるということになるはずですが、しかしながら原判決はこの点についての判断を全くしないままに、成層かつ均質であれば三次元地下構造探査をする必要がないとの判断をしているものであり、争点の所在を理解していないことを露呈しています。控訴理由書1に指摘いたしましたのが、この新規制基準の但し書きは、三次元地下構造探査による経費負担を何としても回避したいとする原発事業者の抵抗を受けて、徳山センター長の提言を骨抜きにするために設けられたものであり、その結果として、徳山センター長のどこの原発でもこのような問題が存在するはずとの意見にもかかわらず、三次元地下構造探査は、全国の原発の敷地及びその周辺において、1例として実施されていないのです。

4 争点4に関する原判決の判断の誤りについて

(1) 争点4に関する原判決の誤りについては、控訴理由書2において、被控訴人が実施したとする三次元的な地下構造の把握を科学的合理性があったとした原判決の誤りと、地質境界としての中央構造線を活断層ではないとする原判決の誤りについて詳述してあります。以下においては、その中核的な要点について説明したいと思います。

(2) 先ず、被控訴人が行った深部ボーリングの結果の解釈についてです。原判決は、原子炉から1km離れた地点の深部ボーリングの結果を原子炉付近の地下350mのボーリング孔のデータと対比して、地下構造を成層かつ均質と判定しています。

しかしながら、このような比較で判明するのは、せい

ぜい、原子炉付近の地下350m付近までは、深部ボーリングの結果と類似しているということにすぎず、地下350mより深部において、地震動の伝播を加速させる異常堆積物等による低速度帯が存在しているかどうかについては、到底明らかにできる訳がありません。このような堆積物の存在は、1kmも離れた地点の地下構造からは絶対に推定できないからです。（なお、1km離れた地点での深部ボーリングの結果について、PS検層において地下1800～1900m付近に破碎帯の存在が疑われることについては、控訴理由書2の14頁に記述した通りです。）

原判決は、深部ボーリング調査ができるスペースをとれなかったとする被控訴人の弁明をそのまま認容していますが、三次元地下構造探査であれば、測線が直線であっても実施することが可能ですから、原子炉付近の深部の地下構造を把握することが可能です。原判決の判断は、三次元地下構造探査の必要性が、こうした地下における低速度帯の把握にあるということを理解せず、三次元地下構造探査であればスペースがなくても実施できるという事実も知らないままに、被控訴人の弁明をそのまま受けいれているものであり、全くの的外れな判断に陥っています。

(3) 地質境界としての中央構造線断層帯が活断層であるかどうかは、原審において、控訴人らが最も重視した争点です。この点に関して、被控訴人は、規制委員会において活断層ではないことが確認されていると主張し、乙第346号証等を根拠として提出しました。

控訴人らとして何よりも驚いたのは、原判決が、規制委員会によって地質境界としての中央構造線は活断層ではないと確認されていると認定したことです。その根拠として挙げられたのは、被控訴人による適合認定申請書に「中央構造線断層帯より南側に活断層による累積的な変形は認められない」と記載され、審査書にも「震源近傍及び敷地において震源として考慮する活断層は認められないと評価した」と記載されていること等です。しかしながら、これは全くの事実誤認です。この適合認定申請書の提出された時点や審査書の公表された時点では、平成25年の調査結果は公表されておらず、これらは平成16年における中央構造線断層帯活断層に関する海底調査結果に基づくものだからです。被控訴人においてすら、地質境界としての中央構造線について説明したのは、平成26年10月1日のヒアリングであると主張して、規制委員会で審査された等とは主張していません。そして、このヒアリングなるものは、規制委員会の「技術

委員会」が非公開で行ったものであり、海底谷が活断層ではないことが確認されたにすぎないものです。本件原発の近傍に地質境界としての中央構造線が存在することが確認され、これが活断層であるかどうかを審査したのではないのです。そもそも地質境界としての中央構造線が活断層であるかどうか問題としてクローズアップされたのは、令和2年1月17日広島高裁抗告審決定が、佐田岬半島北岸部の中央構造線が活断層であるかどうかの探査がなされていないと判示し、これが報道されたことがきっかけでした。これを受けて規制委員会は、同年3月4日に記者会見を行っていますが、会見録（乙129）によれば、規制委員会でこの点は非公開のヒアリングがなされたにすぎず、審査対象となっていないことが明らかにされています。つまり、原判決は、規制委員会が認めていない事実を、被控訴人が主張していないのに、勝手に認定しているといえるのです。これが判決の名に値すると言えるのでしょうか。

中央構造線が活断層であるかどうかについて、私たちが主張しているのは、この点についての的確な調査がされていないということです。この点に関して被控訴人が調査済みと主張するのは、平成25年の海上音波検査のみです。しかしながら、この調査には、重大な限界があります。

第1は、調査に使用された音源がブーマーやチャープソナーであり、深度100m以深の正確なデータを取得できないということです。このような調査で、活断層の有無を判定できるわけがありません。

第2は、調査における測線間隔が約1kmとする二次元調査であり、このような調査では、「測線間の断層の空間的なつながりは各測線での断層位置から推測するしかなく、横ずれ断層の変位量の推定も困難である」とされているということです。この点は、熊本地震の解析のために実施された八代海における最新の三次元探査の結果として、明らかにされています（甲204・34頁）。原判決は、私たちのこうした主張を全く無視しているのです。

5 争点5についての原判決の誤りについて

この点については、控訴理由書3に詳述してありますので、意見陳述に与えられた時間を考慮して、次回の口頭弁論で意見陳述することといたします。

以上

南海トラフ地震に備える

講師：高知大学防災推進センター客員教授

私は1985年ぐらいから別府湾を中心とする海底活断層の仕事に12年ほど携わりました。

皆さんのご近所にあるところで伊方原発が動いているということをどのようにお考えなのか。日本最大の活断層である、世界の研究者だれもが認める最大の活断層、600kmの活断層の直上に伊方原発はあるのです。日本でも最も危険な原子力発電所の一つです。

こんな危険なところに原発を置いて動かし続ける、そして使用済み核燃料を大量に敷地内のプールにためているわけですね。電源がカットされれば、それが煮えたぎって溶け落ちて溶け出してしまう。大変なところが近くにあるということ、まず大分の皆さんはご理解いただ



けるはずなのです。常識では考えられないことを平然とやっているのが今の日本の現状なのです。日本は原発再稼働まっしぐらです。福島って何だったのだろう、あの苦しみって一体何だったのだろう。下手すると東京に住めない、日本の3分の1が廃墟になってしまうようなことを許してきたわけです。それなのに13年たつとすっかりそのことを忘れてしまうというのが日本全体の現状です。これだけ地震が起きているのにまだやるのですかということですね。

☆近づく南海トラフ地震

いよいよ南海トラフ地震が近づいてまいりました。東海地震、東南海地震、南海地震、そして日向灘地震、4つの地震が連動するという、これはあくまで架空の地震です。なぜこういうふうにしたかという、東北でマグニチュード9.0の地震が2011年に起こった、こういうことは全く想定されていなかったわけです。だから、同じフィリピン海プレートが西南日本の下に沈み込んでいるここでも同じことが起きるのではないかと考えて、

これを震源域といたしました。

この地震は2000年前に起こっているということがわかってきました。別府湾においても20mの高さの津波が襲っています。東北の2011年の巨大地震は何と1300年ぶりの大地震でした。歴史的には貞観の年代、864年に起こったのです。海岸から4km津波が来たので、東北はほとんどこれで壊滅していった。同じことが1300年ぶりに起こったわけです。

「過去に起こったことは必ず将来も起こる」ということが地質学的には当たり前のことですが、わずか千年、2千年、1万年、我々地質学をやっていると、数千万年とか数十万年とか、私たちは「最近1万年」と言います。1万年というのは非常に短い時間の単位です。しかし数百年でようやく物理学と地質学は手をつないで議論できるような状況に日本ではなってきました。南海地震がすぐそこに来ているということは、まず伊方の問題はさておいて理解してください。

これは歴史から考えれば明らかなのです。

南海地震、本当にもうすぐ来ますよ。ここ（ホルトホール）も5mの津波が予想されていますので、大分県側のほとんど平地の部分は、海岸の近くでは木造家屋は全て流されるということは近々起きます。

世界で最も規則的に来る巨大地震なので、5回ぐらい前からデータが非常に豊富になっています。

☆水と食料のパラドックス

「地震に備えて水と食料を備えませんか」なんて言っていますが、高知はもうそんなことをやめています。そんなのは命に何の関係もないとわかっているのです。神戸の地震あの1995年の地震、6,434人が亡くなりました。ほとんど90%ぐらいが、木造家屋の2階が1階を押し潰して、1階で寝ていた人を殺していったわけです。5千人がこうやって死んでいきました。今回、2024年1月1日の能登半島地震でも死者の約6割が木造家屋の2階が1階を押し潰して死んでいったわけです。「水と食料のパラドックス」「水と食料の罫」と言われるのですが、何か水と食料があると自分は助かるように思ってしまう。神戸の死者の方が、その枕元に水と食料があったら



岡村教授

助かったのか、何の関係もない。わずか13秒の揺れで2階が1階を押し潰して1階で死んでいった。能登でも同じことが起こったわけです。50秒の地震で死んでいった。東北はどうですか。1万8,560人の92%、約1万6千人が津波の泥水飲んで死んでいったわけです。

水と食料というのは大切だけれども、もちろん生き残った人には大切だけれども、それは直接の生死には関係がないんです。大事なことは、木造家屋の自分の家に潰されないようにしておくことなのです。能登半島でわかったのが、高知県では行政と住民が一体となって、一人住まいのお年寄りのお家を補強する予算を使って、今、一生懸命補強しているわけです。大分ではどうなのでしょう。

1498年	明応地震	M8.0	
1605年	慶長地震	M8.0	間隔 107年
1707年	宝永地震	M8.6	間隔 102年
1854年	安政南海地震	M8.4	間隔 147年
1946年	昭和南海地震	M8.0	間隔 92年
2026年	()		間隔 (80年)

歴史的な事実ははっきりしているのです、80年ぐらいで来るだろう。大きい地震(1707年宝永地震)が来ると147年も、つまり岩盤の限界までに時間がかかった。でも、安政南海地震 M8.4 の場合は92年目には限界が来てずれ動いてしまった。ところが、昭和南海地震はもっと小さかった。これの4分の1なんですよ。これの8分の1、4分の1、本当に小さかった。だから、大体80年ぐらいで来ると世界の地震学者は考えています。

1946年に80年足してください、2026年です。これが令和の南海地震になります。もうすぐです。もちろん、これを前提にまずは命を守ってください。もうすぐですよ、本当に。これは中心なので、誤差が多少ありますから、大体プラスマイナス10年ぐらいはしておいてください。そうすると、大体2016年ぐらいから2036年ぐらい。大体これで8割ぐらいこの間に収まります。2016年は過ぎ去ってしまったので、今ちょうど真ん中ぐらい。早ければ来年ぐらい動く可能性はあります。別府湾に5mぐらいの津波が来る。大分県沿岸はほとんど壊滅的な被害を受ける。高知はもちろん。

南海トラフ地震は直下型地震と違って揺れが長いという特徴があります。少なくとも昭和南海地震が100秒揺れていますので、1分40秒間。とにかく1分以上揺れが続いていると思ったら、これは海溝型地震であると理解して、その段階で、警報が出る出ない関係なく、海岸からはできるだけ高いところへ行く、マンションであれば上の階に逃げただけだかないと、命がないということになってしまいます。

☆恐怖のコンビナート火災

あとは瓦礫に埋もれた町になってしまいますので、別府もそうですし、大分の周辺もそうです。本当にここは津波に

関しては無防備都市で、大変な被害が起こるだろう、そして、昭和にはなかったこと、つまり、大量の燃えるものが海岸のコンビナートに大量にあり、恐らく大分県、あるいは別府湾沿いは大きな火災に包まれるであろうということ



は容易に想像できます。東北でも気仙沼は地震発生4時間後には全部燃え上がってしまいました。

このことを政府が言わないのです。行政というのは、自分たちが何とかできないことに対しては発言をしない傾向がありますので、ちゃんと現実を、東北の地震をもう一回見直して、海岸のガスタンクが爆発したり、ここ石油タンクがたくさんありますからね、それから高圧のメタンの液化している貯蔵タンクもありますから、これが爆発したらどんなふう

にこの町が消えていくのか、容易に想像できるはずですよ。そういう危険なものを高知と違って大分はたくさん持っているということを理解してください。

地震学は無力です、将来に関しては。ただ一度でも事前に予測できた地震ってありましたか。ないのです。突然来るのです、予兆もなしに来るのです。だから、日ごろの準備だけが残ることになります。とにかくご年配の方が、私は75歳になりましたけど、皆さんも相当お年を召されている方もいらっしゃると思いますので、家が古いのではないかということが容易に想像できる。古い木造家屋が潰れて人が死んでいくという、地震はそこにあるのです。だから、地震災害というのは防げるのです。事前にちゃんと1階の壁を補強しておけば、壁耐震をやっておけば家は潰れないのです。これをやるべきです。防波堤、防潮堤をつくることでもないのです。声高な人はお金を使うことしか考えませんから、巨大な構造物をつくらうとする。

何で人が死んでいくか明らかじゃないですか。防災は人が死なないようにすることだとすれば、一番人が死ぬのは木造家屋が潰れて死んでいくわけですよ。ここをないがしろにして何か道路を広げるとか、そんなことにお金を費やす時間があったら、個々人の財産に対して手厚く補助して、今40万、60万ぐらい出ますけれども、それで壁耐震をやれば、住みながらにして家が潰れないように住むことは簡単にできるわけです。つまり、「地震で死ぬということは人災」なわけです。

次号に続く

10.27 伊方原発ゲート前集会



四電に申入れする中山田原告共同代表

10月27日(日)大分県から車2台に分乗し10名参加。さよなら原発四国ネットワークのメンバーとともに伊方原発ゲート前で38回目となる集会を開催した。松本原告代表がマイクを握り放射線障害の怖さを訴え、中山田代表が四電の担当課長に宮本喜弘社長あての申入書を読み上げ、手渡した。

- 要求項目1 伊方原発3号機を廃炉にすること
- 2 乾式貯蔵を永久貯蔵にしないこと

昼食後の交流会では、3号機が12月で稼働30年を迎え、老朽化が進んできたことの問題点を皆で共有。(注:原子炉内の中性を測定する機器にトラブルがあり、定期点検後の再稼働が11月中旬にずれ込んだ)

P1 続き 12.16 控訴審の参加者の声

◆『「南海トラフ地震発生が30年内80%の確率」に引き上げとのこと。伊方原発や近辺の原発が大丈夫なはずがない。私にできることはささやかだけど、集まって動けば何かが変わる。」瀧崎智子

◆「裁判長へ 現実を直視してほしい。今も福島原発災害が人類に想像を絶する被害をもたらしていることを。これ以上、原発災害がなく生活していけることを。」大熊みどり

◆「数年内には必ず巨大地震が起きるとか。もっとも伊方原発に注目し、みんなで怖がらねば。それが、高裁にいい加減な判決を許さないことになるでしょう。」三丸祥子

◆「中山田さんの意見陳述が終わったあとに拍手が起こったのを、裁判長が制止しなかったところを見ると、裁判長も心が動いたのかなと思う」梶原悟

第10回定期総会

5月18日(日)大分市コンパルホール4階400

13:30 受付 14:00 総会 終了後 弾き語り

控訴審にステージが移行して最初の総会です。歌「ふるさとは原発を許さない」「若狭の海」など弾き語りです。盛り上げます。楽しみましょう!

原発”復権”が進む、福島を忘れたのか

10月、東北電力女川原発2号機再稼働!

事故を起こした福島第1原発と同型の“沸騰水型”原発である。14年目にして再稼働を始めた。女川原発は福島原発同様、東日本に位置し、大津波に襲われた。海拔14.8mの敷地に13mの津波が来た。外部電源5回線のうち4回線が止まったが、1回線のみ水没を免れたので幸いにして辛うじて全電源喪失には至らなかった。女川町で多くの死者や被災者を出した惨状、恐怖の記憶は消し去ることはできない。牡鹿半島側に住む住民で、過酷事故が起きれば逃げ場を失う人たちがいる。

12月、中国電力島根原発2号機再稼働!

島根県庁までわずか10^{km}。原発から30^{km}圏内に松江市を含め45万人が暮らす。事故時の司令塔は機能するのか。これ程多くの人間が事故時、どのように避難できるのか、避難計画の実効性が問われる。(隣県の広島県庄原市は避難者受け入れ拒否決議している。)

これで再稼働をはじめた原発はこれまでの12基から14基となりました。全電力に占める原発比率は5.6%(23年度)から8.5%に上昇したとのこと。

お知らせ(今後の日程)

3月9日(日)10:00~15:30

311いのちのわ集会 大分市若草公園

4月18日(金)14:30 第2回控訴審 福岡高裁

4月26日(土)13:30~第5回運営委員会
コンパルホール312

4月26日(土)16:00 チェルノブイリDAY
ビラ配布行動 JR大分駅北口

5月18日(日)14:00 第10回定期総会と歌
コンパルホール400

5月24日(土)10:30~11:30 原水禁総会・講演会
「伊方裁判について」大分市アイネス2F

6月21日(土)14:00 徳田弁護士連続講演会第8回
「伊方原発裁判とまとめ」ホルトホール大ホール

8月18日(月)14:30 第3回控訴審 福岡高裁

<編集後記>

☆注目しよう!広島地裁判決3月5日14時、松山地裁判決3月18日14時。311を挟んで2つの重要な判決が下されます。いずれも、その結果および判決内容が私たち大分裁判の控訴審取組みに直結してきます。勝訴を信じ応援しましょう。

☆年末に政府の新エネルギー基本計画の素案が発表されました。“原発依存度を可能な限り低減する”と、これまで謳っていた文言が削除され「原発回帰」を鮮明にしています。まさに福島を忘れたのか!です。

再エネ最優先の方向性も危なくなっています。

☆私たちこの裁判で「原発反対」の声を上げ続けることで、全国の仲間につながっていきましょう。